

道央廃棄物処理組合個人情報保護に関する法律施行条例

(令和5年2月16日条例第1号)

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の規定に基づき、法の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(開示決定等の期限)

第3条 開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に行ななければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関（管理者、監査委員及び公平委員会をいう。以下この項において同じ。）は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(費用の負担)

第4条 法第87条第1項の規定により保有個人情報の写しの交付を受ける者は、実費の範囲内において費用を負担しなければならない。

(開示請求に係る手数料)

第5条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

(道央廃棄物処理組合個人情報保護審査会)

第6条 法の規定による審査請求について審査するため、道央廃棄物処理組合個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、3人の委員をもって組織する。

3 委員は、個人情報の保護に関し識見を有する者のうちから管理者が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第7条 審査会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査請求の審査の手続の非公開)

第9条 審査会の行う審査請求の審査の手続は、公開しない。

(運営の委任)

第10条 第6条から前条までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(補則)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。